

西崎つばさ レポート

2016年6月10日発行 編集部：〒153-0051 目黒区上目黒1-17-6-202 民進党東京都第5区総支部内
TEL 050-3715-0283 FAX 03-4330-1880 MAIL office@n283.com

第6号



大規模災害発生!? その時、議員は？

熊本を中心とした地震で被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。同時に、あらためて日頃の備えを見直さなければならぬと痛感させられます。

さて皆様は、大規模災害への対策について、議員に何を期待しますか？むしろ、何も期待しないですか？今回は、二つの事例から考えます。

■ 災害時に行政は？議会は？

万が一の発災時、人々が行政を頼みにする場面は非常に多く出てくると思われます。まずは消防・警察・自衛隊による救助活動。次に避難所への救援物資。その後の罹災証明書の発行、生活再建の支援。これらはごく一部で、行政はその他にも様々な役割を担っています。

もちろん、大規模災害時に平常通り機能するはずはありませんし、通常業務だけで済む訳もありません。そこで、目黒区はBCP（業務継続計画）において、非常時優先業務を選定し、時間軸で分類して、行うべき事務事業を明確に定めています。

では、議会はどうでしょうか。目黒区議会には、災害時に特化した行動指針は無く、議会の内部ルールに記載があります。ただ、そこには、A4用紙の2/3ページに

- ・議員の安否確認すること。
- ・災害対策会議を設置し、対策本部（行政）と協力して対策を推進すること。

程度しか書かれていません。このままでは、行政の報告を聞くだけで、ほぼ何もできずに終わってしまうでしょう。

■ 議会BCP

一方、議会が独自のBCPを策定している所もあります。滋賀県大津市議会では、災害時の議員の基本的行動を初動期（0～72時間後）、中期（3日～7日後）、後期（7日後～1ヶ月程度）に区分し、役割を定めています。

初動期には、議員も地域の一員として、救助・救援活動や避難所運営に協力する事が求められています。中期では、地域での活動を通じて得た情報を対策会議で共有し、同会議の指示を踏まえて行動する事とされています。そして後期には、議会機能を早期に復旧させ、本会議や委員会を通じて復旧・復興予算などを審議することが計画されています。

このように、災害時の行動がより具体的に規定されていることが分かりますし、専決処分に依らず、決定機関としての役割を果たそうという矜持も感じられます。

■ 議会が自助・共助を進める

話は変わりますが、災害時に公助が必ず届くとは限りません。そこで重要なのが自助・共助ですが、公助を担う行政が、住民に堂々と「自分たちで何とかしてね」とは言いづらいものです。ここを突破したのが横浜市会です。

同議会は、議員提案で「災害時自助共助推進条例」を制定し、市民には物資の備蓄や耐震改修、家具の転倒防止や防災知識の習得などを求め、事業者には発災時の従業員の留め置きや事業活動の継続などを求めていました。

条文のどこにも「公助」の文字は無く、行政提案では有り得ない内容です。しかし、議会が条例を制定すれば、それは行政を縛るものとなり、施策に影響を及ぼします。現実に自助・共助が必要とされている以上、議会ならではの役割を果たしたと言えるのではないでしょうか。

今回の震災を受け、二つの先進的な取り組みを調査しましたが、議会にも、災害対策への独自の役割がある気がしませんか？今後、目黒区議会としてどう備えていくのか、さらなる議論が必要だと思います。皆様のご意見もお寄せ下さいよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

皆さまのご意見をお寄せ下さい！ office@n283.com

西崎つばさ プロフィール

32歳、1児の父。円融寺幼稚園、向原小、九中、都立青山高校、東京外語大英語科卒業。目黒雅叙園に勤務後、手塚よしお秘書。その後、蓮舫秘書。2015年4月、目黒区議選 初当選（2位・最年少）。企画総務委員会所属。

前進 区議会のインターネットライブ中継が始まりました！

「ようやく」ではありますが、5月に行われた臨時会から、目黒区議会の本会議と、予算および決算特別委員会のライブ中継がスタートしました。傍聴席に誰もいなくとも、どこで区民の方が見ているか分からぬという良い緊張感が生まれることを期待します。

スマホからも視聴可能ですので、ぜひ気が向いた際にでもご覧頂ければ幸いです。なお、次の定例会は6月17日（金）に開会予定です。



報告 予算委員会での質疑をご紹介します。

第1定例会では、予算特別委員会で平成28年度予算案が審査され、本会議で原案通り可決されました。委員会での質疑はそれぞれの議員の問題意識を表していると言えます。ここでは、西崎つばさの主な発言とその背景をご報告します。（なお、予算の概要は目黒区ホームページおよび、めぐろ区報5月25日号に掲載されています。）

<発言趣旨>

職員のストレスチェック制度の開始にあたって、結果の集計・分析を踏まえて、職場環境の改善に繋げていくと共に、他団体と比較することも検討すべきではないか。

<背景・解説>

労働安全衛生法の改正に伴い、50人以上の事業所で、年1回はストレスチェックを実施することが義務化されました。集計結果の部署毎の比較や、将来的には他の事業体と比較して、職場の環境改善を図ることが可能になります。

選挙管理委員会のサイトには、既に終了した選挙の選挙公報が引き続き掲載されている。今後も削除せず、常に閲覧可能な状態にしておくべきだと思うが、どうするのか。

平成27年5月22日の総務省の通知によって、従来の見解が覆され、選挙公報をサイトに置き続ける事が認められました。議員が選挙の時に言っていた内容と、その後の行動が整合しているのかをチェックするために、ぜひ皆様もご活用下さい。

23区が児童相談所を設置できる法改正がなされようとしている（※）が、目黒区はどうするのか。

児童虐待件数の急増を受け、国が動きました。目黒区も児相の設置に積極的です。しかし、現在の子ども家庭支援センターの相談・支援機能を疎かにしては、根本的な問題解決にはなりません。これを機に、あらためて都と区の役割を再定義する必要があると思います。

羽田空港の飛行経路変更に対しての不安は根強い。目黒区で想定されている状況を分かりやすく伝えるため、同様の環境に置かれている地域について、行政間で情報交換するなど、調査してはどうか。

レポート4号でご報告した、大阪市城東区を念頭に置いています。国土交通省の説明会では何とも拭えない不安を解消するため、より具体的な判断材料が必要だと思います。この問題は、引き続き追いかけます。

※その後、5月27日に改正児童福祉法が成立しました。

～ここだけの話～



私は、予算審査にあたって「予算編成過程の公表シート」を参考にしています。今回、産業経済部が管理する区民センターのテニスコートと、文化スポーツ部が管理する駒場体育館のテニスコートの人工芝の張替えが別々に要求されているのを見つけ、「これを同時に発注すれば経費削減になるはずだ！」と息巻いて委員会で質問したのですが、なんと駒場体育館の方は査定段階で見送りとなっていました。「カットしたなら決定時の個別シートに反映してくれよ…」と言いたい所ですが、部署毎の査定状況一覧には、ちゃんと「見送り」の文字が… まだまだ経験が足りません。もっともっと勉強します。（※公表シートは区サイトからご覧になります。）

お知らせ：政務活動費の使途を公開しています

西崎つばさは、議員活動の透明化のため、政務活動費の使途を区議会サイトに先行して公開しています。領収書等の関連資料も全て添付しています。疑問点はご遠慮なくお問い合わせ下さい。 <http://www.n283.com/page-17>